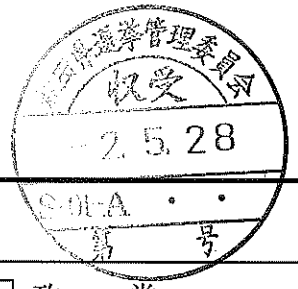
（その１）

令和　１　年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

収　支　報　告　書



令和　　年　　月　　日受理

政治団体の区分	
☐ 政　党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

1. 政治団体の名称（ふりがな）みのりかわのぶひでこうえんかい　みのり川信英後援会
2. 主たる事務所の所在地　大仙市大曲田町20-32
3. 代表者の氏名　佐々木　繁治
4. 会計責任者の氏名　佐藤　春男

事務担当者の氏名

伊藤　由希

（電話）　0187-63-5835

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	御法川　信英
公職の種類	衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

他495

収　支　の　状　況

（その２）

1. 収支の総括表

収　入　総　額	7,831,776
（前年からの繰越額）	340,776
（本年の収入額）	7,491,000
支　出　総　額	7,637,828
翌　年　へ　の　繰　越　額	193,948

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数	0人

(2) 寄　附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個　人　か　ら　の　寄　附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政　治　団　体　か　ら　の　寄　附	500,000	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	500,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ 政　党　匿　名　寄　附	0	
合　計　（ア＋イ）	500,000	

（その３）

(3)　機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　額	備　考
H31.2.3　湯沢市「国政報告会」	2,340,000	会費5,000×４６８人
H31.3.8　後援会役員会	660,000	会費5,000×１３２人
H31.3.26 後援会幹部会	180,000	会費４,000×４５人
H31.4.13 横手市「青年部発起人会」	60,000	会費5,000×１２人
H31.4.22 大仙市「青年部総会・国政報告会」	200,000	会費５,000×４０人
R1.6.28　後援会「役員会」	180,000	会費１,000×１８０人
R1.9.17　横手市「国政報告会」	1,045,000	会費５,000×２０９人
R1.9.24　湯沢市「女性部集会」	360,000	会費５,000×７２人
R1.10.19 横手市「青年部発足会」	605,000	会費５,000×１２１人
R1.10.20 横手市「女性部会」	192,000	会費２,000×９６人
R1.10.20 美郷町「国政報告会」	232,000	会費４,000×５８人
R1.12.1　大仙市「女性部会」	652,000	会費４,000×１６３人
R1.12.15 大仙市「青年部会」	285,000	会費５,000×５７人
この頁の小計	6,991,000	
合　計	6,991,000	

（その７③）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
経済調査会	十億 百万 千 円 500,000	R1.07.01	大仙市大曲田町２０－３２	御法川信英	

この頁の小計	500,000
その他の寄附	0
合計	500,000

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目		金額	備考
1 経常経費	(1) 人件費	0	
	(2) 光熱水費	143,169	
	(3) 備品・消耗品費	92,838	
	(4) 事務所費	392,081	
	小計（A）	628,088	
2 政治活動費	(1) 組織活動費	38,010	
	(2) 選挙関係費	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア、イ、ウ、エの合計）	6,969,570	
	(ア) 機関紙誌の発行事業費	0	
	(イ) 宣伝事業費	0	
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費	0	
	(エ) その他の事業費	6,969,570	
	(4) 調査研究費	0	
	(5) 寄附・交付金	2,160	
	(6) その他の経費	0	
	小計（B）	7,009,740	
合計（A＋B）		7,637,828	

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料金	十億 百万 千 円 11,635	H31.01.18	東北電力株式会社	仙台市青葉区一番町三丁目７－１	
電気料金	10,772	H31.02.20	〃	〃	
電気料金	10,144	H31.03.20	〃	〃	
電気料金	11,123	H31.04.19	〃	〃	
電気料金	15,340	R1.08.20	〃	〃	
電気料金	10,241	R1.09.20	〃	〃	
電気料金	11,039	R1.10.10	〃	〃	
電気料金	12,506	R1.12.20	〃	〃	
この頁の小計	92,800				
その他の支出	50,369				
合計	143,169				

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	92,838				
合計	92,838				

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金	26,086	H31.01.27	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区芝浦１－２－１	
電話料金	18,136	H31.02.26	〃	〃	
電話料金	28,533	H31.03.25	〃	〃	
電話料金	15,372	H31.04.25	〃	〃	
電話料金	21,445	R1.05.27	〃	〃	
電話料金	16,681	R1.06.25	〃	〃	
電話料金	21,045	R1.07.26	〃	〃	
電話料金	18,942	R1.08.26	〃	〃	
電話料金	36,631	R1.09.25	〃	〃	
電話料金	14,701	R1.10.25	〃	〃	
電話料金	16,262	R1.11.26	〃	〃	
電話料金	18,971	R1.12.25	〃	〃	
この頁の小計	252,805				
その他の支出	139,276				
合計	392,081				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 （ 会場借上料 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
後援会役員会会場借り上げ料	十億 百万 千 円 32,400	R1.07.18	株式会社グランドパレス川端	大仙市大曲浜町７－３９	

この頁の小計	32,400
その他の支出	5,610
合計	38,010

(その15)

（3） 政治活動費の内訳				項目別区分 その他の事業費 ()		
支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
湯沢市「国政報告会」	会場他支払い	2,338,464	H31.2.4	湯沢グランドホテル	湯沢市材木町1-1-1	
後援会役員会	会場他支払い	660,000	H31.3.8	株式会社グランドパレス川端	大仙市大曲浜町7-39	
後援会幹部会	会合費	180,000	H31.3.26	大曲エンパイヤホテル	大仙市大曲白金町8-17	
横手市「青年部発起人会」	会場他支払い	60,000	H31.4.13	里乃や　有限会社　グルメ	横手市前郷一番町7-9	
大仙市「青年部総会・国政報告会」	会場他支払い	200,000	H31.4.22	大曲プラザたつみ	大仙市大曲通町8-15	
後援会「役員会」	弁当代	173,880	R1.7.18	株式会社グランドパレス川端	大仙市大曲浜町7-39	
横手市「国政報告会」	会場他支払い	1,044,075	R1.9.17	横手セントラルホテル	横手市平和町9-10	
湯沢市「女性部集会」	会場他支払い	360,000	R1.9.24	湯沢グランドホテル	湯沢市材木町1-1-1	
横手市「青年部発足会」	会場他支払い	603,000	R1.10.21	松與会館	横手市平和町4-2	
美郷町「国政報告会」	ケータリング代	224,253	R1.10.28	有限会社ミサトフーズ　代表取締役檜森吉裕	美郷町六郷字安楽寺298-1	
横手市「女性部会」	会場他支払い	192,000	R1.10.21	松與会館	横手市平和町4-2	
大仙市「女性部会」	会場他支払い	648,898	R1.12.12	大曲エンパイヤホテル	大仙市大曲白金町8-17	
大仙市「青年部会」	会場他支払い	285,000	R1.12.16	株式会社グランドパレス川端	大仙市大曲浜町7-39	

この頁の小計	6,969,570
その他の支出	
合計	6,969,570

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分 寄附・交付金 （ 寄附金 ）		
支出の目的	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	2,160
合計	2,160

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

(1.) 領収書等の写し
2.　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
(3.) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　2　年　5　月　28　日

政治団体の名称　みのり川信英後援会

会計責任者の氏名　佐藤　春男　㊞

※　代表者の氏名　　㊞

※　**解散**の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

政治資金監査報告書

令和２年５月27日

みのり川信英後援会
　会長　　佐々木　繁治　　殿

登録政治資金監査人　高橋 茂輝　㊞

登録番号　第　３２４７号

研修終了年月日　平成22年３月12日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、みのり川信英後援会の令和１年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、みのり川信英後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、支出を受けた者の氏名の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第19条の13第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

みのり川信英後援会と私との間には、法第19条の13第５項の規定に違反する事実はない。

以　上